

令和8年12月実施

第 77 回 計 量 士 国 家 試 験

案 内 書

この試験案内には受験願書の作成・提出方法から、試験当日の注意、合格発表に関する事項までが記載されています。試験の合格発表まで、お手元に大切に保管してください。

経 済 産 業 省 計 量 行 政 室

目 次

第 7 7 回計量士国家試験の実施について	1
I 計量士制度の概要	
1. 計量士制度の必要性	4
2. 計量士の職務及び計量士の区分	4
3. 計量士の登録	4
II 計量士国家試験について（試験の基本情報）	
1. 試験の区分	5
2. 受験資格	5
3. 試験の内容、試験科目及びその範囲	5
4. 試験科目の一部免除	7
5. 試験日	7
6. 試験地	7
7. 試験の時間割及び試験方法	8
8. 電卓等の使用禁止	8
9. 合格者の発表	8
III 受験手続きについて（願書の作成・提出に関する詳細情報）	
1. 受験申込みに必要な書類等	9
2. 受験手数料	10
3. 受験願書の受付期間	10
4. 受験願書の提出先	11
5. 願書に記載の管理番号について	11
6. 願書の到着確認について	11
7. 受験票及び試験会場案内の公開	12
8. 個人情報の取扱いについて	12
9. その他	12
IV 受験願書の入力要領	13
V 計量士国家試験についての照会先	16
VI 受験者の心得について	
1. 受験票	16
2. 試験当日の一般的注意事項	16
3. 試験室内における注意事項	17
4. その他	18
特別措置に関する申請書	19
複数願書提出様式	20

第 7 7 回 計量士国家試験の実施について

1. 受験願書の受付期間	願書の提出は、ウェブサイト上で必要事項を入力し、ウェブ入力完了後、ダウンロード・印刷した願書に収入印紙等を貼付して簡易書留で郵送することで受付（出願）完了となります。 令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 8 月 3 日（月）消印有効 ※申請内容は入力時のものが採用されます。
2. 受験手数料	8, 5 0 0 円 国が発行する収入印紙を願書に貼付（消印をしないでください。）
3. 試験地区	北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（東広島）、四国（善通寺）、九州（福岡）、沖縄（那覇） ※（ ）内は変更となる場合があります。また、（ ）内都市名にはその近郊を含みます。 ※試験会場は、令和 8 年 1 1 月中旬（予定）に公開（ダウンロード可能）予定の受験票で試験会場案内として 確定した場所を通知しますので、受験票により試験会場を確認してください。
4. 試験日	令和 8 年 1 2 月 1 3 日（日）
5. 電卓等	電卓の持ち込み、通信機器及び計算機能付き機器の使用を禁止します。

第 7 7 回計量士国家試験受験関係スケジュール

【令和 8 年】

○ 7 月 1 日 (水)	↑	・ <u>受験願書受付開始</u>	
		受験願書 (受験手数料貼付済)	…………… (p. 9 参照)
		の郵送での受付	
○ <u>8 月 3 日 (月)</u>	↓	・ <u>受験願書受付終了</u>	
○ 1 0 月 8 日 (木)		・ 受験票記載項目の修正フォームへの入力〆切	…………… (p. 12 参照)
		・ 試験地の修正フォームへの入力〆切	
○ 1 1 月中旬 (予定)		・ 受験票の公開 (ウェブサイトよりダウンロード)	…………… (p. 16 参照)
○ <u>1 2 月 1 3 日 (日)</u>		・ <u>試験日</u>	…………… (p. 7 参照)
		・ 合格証書関連の修正フォームへの入力〆切	…………… (p. 12 参照)
○ 1 2 月 1 4 日 (月) (予定)		・ 正解番号の発表	…………… (p. 8 参照)

【令和 9 年】

○ 2 月中旬 (予定)	・ 合格者の受験番号の発表	…………… (p. 8 参照)
○ 3 月中旬 (予定)	・ 合格証書の送付	…………… (p. 8 参照)

※合格発表については、経済産業省のウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.meti.go.jp/information/license/index.html>

【受験申込完了までの流れ】

今年度から願書の作成はウェブサイト上での入力のみとなりますが、

①ウェブサイトでの情報入力

②①の入力後、願書をダウンロード・印刷し、収入印紙等必要書類を貼付・同封して郵送の両方が完了して「受付完了」となります。

■ 期間： 令和8年7月1日（水） ～ 令和8年8月3日（月） ※当日消印有効

STEP 1 | ウェブサイトでの情報入力 & 写真データアップロード

- ・試験案内サイトにアクセスし、受験願書を作成するための情報を入力します。
- ・顔写真データ（jpg 又は png、最大 5 MB）をアップロードします。



STEP 2 | 必要書類のダウンロード & 印刷

- ・入力完了後、ウェブサイトから「受験願書」及び「宛名ラベル」等をダウンロードし、印刷してください。

※この際に発行される「管理番号（10桁）」は、
願書到着確認等で使用するため、必ず手元に控えてください。



STEP 3 | 郵送の準備（収入印紙の貼付・書類の封入）

- ・印刷した願書に、受験手数料として8,500円分の国の収入印紙を貼付してください。
- ・該当する方は必要書類もご用意ください。（試験科目免除用の合格証書の写し、公的な証明書の写し／特別措置に関する申請書 など）
- ・角型2号封筒（A4サイズ）に「宛名ラベル」を貼り、上記書類を折らずに封入してください。



STEP 4 | 郵便局窓口から「簡易書留」で郵送

- ・封筒を郵便局の窓口へ持参し、必ず「簡易書留」で郵送してください。
- ・提出先：計量士国家試験受験サポートセンター

※簡易書留以外は受け付けられません。

※提出先への直接の持ち込みはできません。



STEP 5 | お申し込み（受付）完了 & 到着確認

- ・郵送した書類が受理されると、受付完了となります。
- ・後日、願書作成フォームサイトにてご自身の「管理番号（10桁）」を入力し、書類の到着（受付完了）確認を行ってください。
（※受験票は令和8年11月中旬頃にウェブサイトから各自ダウンロード・印刷となります）

I 計量士制度の概要

1. 計量士制度の必要性

経済取引の発達、産業技術の進歩、環境計測に係る社会的要請の高まり等に伴い、要求される計量技術は高度化し、かつ、専門化してきています。このような情勢に対応し、計量に関する専門の知識・技術を有する者が、一定の資格を得て、一定分野の職務を分担することによって、適正な計量の実施の確保を推進することが必要であるとの考え方から、計量法は計量士の制度を設けています。

2. 計量士の職務及び計量士の区分

計量士は計量器の検査や計量管理を職務とする者です。ここで、計量管理とは「計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること」ですが、計量管理技術の高度化に伴い、「計量管理」の内容は、計量の対象、計量の目的、計量の手法、使用する計量器の種類等あらゆる面において専門化されています。

平成6年の計量士国家試験から、計量士の区分は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の3区分で実施しております。

3. 計量士の登録

- (1) 計量士になろうとする者は、経済産業省令で定める計量士の区分（「環境計量士（濃度関係）」、「環境計量士（騒音・振動関係）」及び「一般計量士」）ごとに、登録を受けようとする計量士の区分に係る計量士国家試験に合格し、かつ、当該計量士の区分に応じて次に掲げるいずれかの要件を満たさなければなりません。

① 環境計量士（濃度関係）

- ・ 濃度に係る計量に関する実務に1年以上従事していること。
- ・ 計量法施行規則第119条第5号に規定する環境計量講習（濃度関係）を修了していること。
- ・ 薬剤師の免許を受けていること。
- ・ 職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。
- ・ 職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。
- ・ 技能検定のうち、検定職種を化学分析（等級の区分が1級又は2級のものに限る。）又は産業洗浄（実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。）とするものに合格していること。
- ・ 技術士（衛生工学部門に係る登録を受けている者に限る。）の登録を受けていること。

② 環境計量士（騒音・振動関係）

- ・ 音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に1年以上従事していること。
- ・ 計量法施行規則第119条第6号に規定する環境計量講習（騒音・振動関係）を修了していること。
- ・ 職業訓練指導員免許（免許職種が公害検査科であるものに限る。）を受けていること。
- ・ 職業能力開発校（訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。）を修了していること。
- ・ 技術士（物理及び化学を選択科目とする応用理学部門に係る本試験に合格した者に限る。）の登録を受けていること。

③ 一般計量士

- ・ 計量に関する実務に1年以上従事していること。

(2) 上記(1)の要件のうち、計量に関する実務の具体的な内容については、「計量法施行規則第51条第4項及び第54条第3項の規定に基づき経済産業大臣が別に定める基準等について」（経済産業省告示第63号）において詳細に規定されています。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/jitsumu-siken.htm

Ⅱ 計量士国家試験について（試験の基本情報）

1. 試験の区分

計量士国家試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の区分ごとに、いずれの区分も同一の日時に行われます。

2. 受験資格

環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）、一般計量士のいずれも学歴、年齢の制限はありません。（計量に関する実務経験も不要です。）

3. 試験の内容、試験科目及びその範囲

試験の内容、科目及びその範囲については次頁の表に示すとおりです。

試験問題は、1科目の出題数を25問とし、共通科目の試験時間は70分、専門科目の試験時間は80分となります。

出題の形式は、1つの問に対して五肢択一式です。満点は1科目100点で1問の配点は4点とし、マークシートによる回答です。

計量士国家試験については、受験区分（濃度関係、騒音・振動関係又は一般）に応じた専門2科目の合計点と共通2科目の合計点両方が合格基準点を超過していることによって合否判定がなされます。

また、試験科目の一部免除が適用される受験者は、専門2科目の合計点のみが合否判定の対象となります。合格基準点については、専門2科目、共通2科目とも、120点程度です。確定の合格基準点については、令和9年2月中旬（予定）の合格発表で確認してください。

試験の内容、試験科目及びその範囲

試験の区分		環境計量士（濃度関係）	環境計量士（騒音・振動関係）	一般計量士
試験の内容		濃度の計量及び計量管理に必要な知識及び技術を有しているかどうかを判定する試験です。	音圧レベル及び振動加速度レベルの計量及び計量管理に必要な知識及び技術を有しているかどうかを判定する試験です。	濃度、音圧レベル及び振動加速度レベル以外の物象の状態の量に係る計量及び計量管理に必要な知識及び技術を有しているかどうかを判定する試験です。
試験科目及びその範囲	専門科目	①環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び化学に関する基礎知識） 〈出題範囲〉 イ 環境関係法規 ・ 環境基本法 ・ 大気汚染防止法 ・ 水質汚濁防止法等 ロ 化学	①環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び物理に関する基礎知識） 〈出題範囲〉 イ 環境関係法規 ・ 環境基本法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法等 ロ 物理	①計量に関する基礎知識 〈出題範囲〉 イ 物理 ロ 数学
	科目	②化学分析概論及び濃度の計量 〈出題範囲〉 イ 化学分析の応用一般 ロ 濃度の計量単位 ハ 濃度計に係る基礎原理、取扱い、保守管理、その他濃度の計量一般に関する知識	②音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量 〈出題範囲〉 イ 音響・振動の性質等に関する知識、波動の基礎、音響系・振動系、聴覚や人体の振動応答 ロ 音圧レベル及び振動加速度レベルの計量一般に関する知識、用語と定義、測定器と測定・評価、法令（技術的内容）	②計量器概論及び質量の計量 〈出題範囲〉 イ 計量一般に関する知識 ロ 計量器に係る基礎原理、取扱い、保守管理、その他計量一般に関する知識
	共通科目	③計量関係法規 〈出題範囲〉 計量法の体系全般にわたる知識		
		④計量管理概論 〈出題範囲〉 イ 計量管理及び計量器の管理に関する基礎知識 ロ 計量管理の計画・実施に関する知識 ハ 計量管理に係わる各種手法に関する知識		

4. 試験科目の一部免除

既に環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）又は一般計量士に係る計量士国家試験のいずれかに合格している者が、他の試験区分を受験する場合には、その者の願いにより、試験科目のうち「計量関係法規」及び「計量管理概論」の試験が免除されます。

注意：

- (1) 環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）の合格者には、昭和50年から平成5年まで実施した環境計量士に係る計量士国家試験に合格している者を含みます（計量士の登録を受けているか否かは問いません）。
- (2) 一般計量士合格者には、昭和28年から昭和49年まで実施した旧制度による試験の合格者及び昭和50年から昭和52年まで実施した従前の例による試験において全科目合格になった者を含みます（計量士の登録を受けているか否かは問いません）。
- (3) 計量行政審議会が計量士国家試験に合格した者と同等以上の学識経験を有するものと認めた者は含まれません。
- (4) 免除申請の手続きについては、「Ⅲ 受験手続きについて」をよく読んでください。

5. 試験日

令和8年12月13日（日）

環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の試験のいずれも、同日程にて行われます。したがって、異なる試験区分の同時受験はできません。

6. 試験地（予定）

試験の区分	環境計量士（濃度関係）	環境計量士（騒音・振動関係）	一般計量士
試験地	北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（東広島）、四国（善通寺）、九州（福岡）及び沖縄（那覇）の全国9箇所 ※（ ）内は変更となる場合があります。また、（ ）内都市名にはその近郊を含みます。		

7. 試験の時間割及び試験方法

(1) 時間割 ※変更になる場合があります。

区 分 時 間	環境計量士 (濃度関係)	環境計量士 (騒音・振動関係)	一 般 計 量 士
8:55～ 9:10	準備時間（試験についての注意事項説明、問題用紙・答案用紙の配布）		
9:10～10:30	環境計量に関する基礎知識 (環境関係法規及び化学に関する基礎知識)	環境計量に関する基礎知識 (環境関係法規及び物理に関する基礎知識)	計量に関する基礎知識
10:30～10:50	休 憩 時 間		
10:50～11:00	準備時間（試験についての注意事項説明、問題用紙・答案用紙の配布）		
11:00～12:20	化学分析概論及び濃度の計量	音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量	計量器概論及び質量の計量
12:20～13:20	昼 食 時 間		
13:20～13:30	準備時間（試験についての注意事項説明、問題用紙・答案用紙の配布）		
13:30～14:40	計 量 関 係 法 規		
14:40～15:00	休 憩 時 間		
15:00～15:10	準備時間（試験についての注意事項説明、問題用紙・答案用紙の配布）		
15:10～16:20	計 量 管 理 概 論		

(2) 試験方法

環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の試験は、いずれもマークシートによる回答により行われます。

8. 電卓等の使用禁止

全ての試験区分において電卓の持ち込み、通信機器及び計算機能付き機器の使用を禁止します。
(※筆算等に対応することになります。)

9. 合格者の発表

(1) 試験の区分及び試験地ごとに、合格者の受験番号を経済産業省ウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/information/license/index.html>) に掲載（令和9年2月中旬予定）

するとともに、合格証書を郵送します（令和9年3月中旬予定）。

なお、不合格者には通知いたしません。また、経済産業省ウェブサイトにおいて正解番号を令和8年12月14日（月）に掲載する予定です。

(2) 試験の合否結果についての照会に対しては、一切応じません。

Ⅲ 受験手続きについて（願書の作成・提出に関する詳細情報）

1. 受験申込みに必要な書類等

【①すべての受験者が用意するもの】

(1) 受験願書（※願書作成フォーム入力後に印刷し郵送必須）

「Ⅳ 受験願書の入力要領」をよく読んで記入してください。

※ 「受験願書」は、経済産業省ウェブサイトに掲載されている試験案内
(<https://apps.ibt-cloud.com/keiryoushi/user/>：以下同様) から入力してください。

(2) 顔写真データ（※受験願書入力時に必要）

6ヶ月以内に正面、半身、脱帽で鮮明に撮影したもの。

jpg 又は png で画像サイズ最大 5 MB まで

※ **写真は試験当日の本人照合に使用します。** 白黒・カラーの別は問いませんが、不鮮明なもの、集合写真やスナップ写真等の切り抜き、修正写真、コピー等は認められません。また、「腰から上の写真で顔が小さい」「顔に影がかかり判別しにくい」「背景に窓や扉が写り込んでいて判別しにくい」「正面写真ではない」などの場合は、写真の再アップロードをお願いする場合があります。

(3) 収入印紙 8, 500 円

受験手数料として**国が発行する収入印紙**をウェブサイトからダウンロードした用紙に貼付してください。

地方自治体が発行する収入証紙等ではありません。

【②該当する受験者のみ用意するもの】

(1) 合格証書の写し

試験科目の一部免除を申請する方のみが必要です。

※以下注意点をよくご確認の上、ご準備ください。

- ・ 例年、「**計量士登録証**」「**計量士資格認定証**」を添付される受験者様がおりますが、これらの書類では国家試験に合格しているのかがわかりませんので、**免除申請を受け付けることはできません。**必ず「**計量士国家試験合格証書**」の写しを貼付してください。
- ・ **合格証書に記載された氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本等、氏名の変更が証明できるものも同封ください。**
- ・ 合格証書の再交付が必要な方は、受験願書の受付期間までに経済産業省計量行政室に再交付申請（令和 8 年 8 月 3 日（月）までの消印有効）をしていれば免除が認められます。ただし、**受験願書は受付期間内に郵送（提出）し、合格証書の写し貼付欄上部「合格証書再交付申請中」の口にレ点を記入の上、同封してください。**再交付された合格証書を受領次第、**合格証書の写しを 9 月末までに受験サポートセンター宛に郵送してください。**

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命

秋葉原ビル 5F 計量士国家試験受験サポートセンター

電話番号：03-5209-0553（土日祝日を除く10時00分から17時00分）

※受験願書の提出先と異なるためご注意ください。

(2) 公的な証明書の写し

氏名はJIS漢字コードの第1水準、第2水準の文字のみ入力可能です。左記以外の場合、常用漢字（もしくはカナ）に直して入力してください。入力いただいた文字以外の字体を使用している方は、受験願書と一緒にその字体が記載されている証明書（運転免許証、マイナンバーカードのおもて面、マイナンバーの記載のない住民票など）の写しを郵送（提出）してください。なお、合格証書にのみ外字を使用します。

(3) 特別措置に関する申請書

障がい等のため、受験に際して何らかの措置を希望する方は、p.19の様式に従って「特別措置に関する申請書」を作成し、障がい者手帳の写し又は医師の診断書等その程度を証明又は説明する書類を添付して受験願書とともに郵送（提出）してください。障がい等の程度に応じ、個別に対応いたします。

なお、試験近日又は当日に申し出られても、公平性の担保・準備期間等の観点から対応することができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 「特別措置に関する申請書」は、経済産業省ウェブサイトに掲載されている試験案内の中からもダウンロード可能です。

2. 受験手数料

試験科目の一部免除を申請する者を含むすべての受験者において、受験手数料として8,500円の収入印紙をウェブサイトからダウンロードした用紙に貼ってください。なお、消印はしないでください。収入印紙は、額面の合計額が所定の金額（8,500円）になるように注意してください。収入印紙は郵便局等で購入できます。

※ 都道府県等が発行する「収入証紙」ではありませんので、お間違いないようご注意ください。

※ 受験手数料の領収書は発行できませんので、「収入印紙」購入時の領収書を大切に保管してください。

※ 受験手数料は非課税となりますので、インボイス制度の対象外です。

3. 受験願書の受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月3日（月）まで

受験手数料（国の収入印紙）等の郵送期限は、令和8年8月3日（当日消印有効）。

※ ウェブサイトに入力後、必ず、郵送により提出してください。

4. 受験願書の提出先

- 願書を折り曲げずに入れた角型2号封筒(A4判サイズが入る大きさ)表面に「計量士国家試験願書在中」と明記した上、郵便局窓口から簡易書留で郵送してください。
- 簡易書留以外は受付不可。提出先への直接の持ち込みもできません。
- 願書の提出先は下記のとおりです。

【受験願書、特別措置に関する申請書の提出先】

〒277-8691 日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱第5号
計量士国家試験受験サポートセンター
電話番号：03-5209-0553
(土日祝日を除く10時00分から17時00分)

※注意

- ・上記以外の郵便局(提出先)に誤って送った場合、願書の受付はできません。
- ・経済産業省計量行政室では受け付けておりません。
- ・申請内容は入力時のものが採用されます。印刷した願書への手書きによる修正は承れません。修正がある場合、再度ウェブサイトから正しい情報を入力した願書を作成し、ご提出ください。

5. 願書に記載の管理番号について

受験願書には、1通ごとに10桁(ハイフン含む)の管理番号を割り振っています。

この管理番号は、11月中旬以降に受験票が公開されるまでの間、願書作成フォームサイトで願書の到着確認をする場合や計量士国家試験受験サポートセンターへの問合せをする場合にご利用いただく番号です。

ダウンロードした受験願書に当該管理番号が表示されますので、必ず手元にお控えの上、紛失することのないようお願いいたします。

6. 願書の到着確認について

提出いただく願書は、計量士国家試験受験サポートセンターで受理した後、願書作成フォームサイト(<https://apps.ibt-cloud.com/keiryoushi/user/>)にて到着確認をしていただけます。インターネットに接続できる環境を用意いただき、ブラウザで願書作成フォームサイトにアクセスの上、ご自身の管理番号(10桁(ハイフン含む))を照会ください。

また、願書を郵送する際の簡易書留番号により、日本郵便株式会社の追跡サービスで、柏郵便局への到着が確認できます。<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/input>
インターネットに接続できる環境をどうしても用意できない場合は、計量士国家試験受験サポートセンター(電話番号：03-5209-0553(土日祝日を除く10時00分から17時00分))にお問合せいただき、管理番号と願書の到着確認の件をお申し出ください。

その際、管理番号を正確に覚えていない場合やわからない場合は回答すること、又はお調べすることはできません。

7. 受験票及び試験会場案内の公開

受験願書が受付完了された場合は、令和8年11月中旬（予定）に受験票（試験会場案内を含む）をインターネットで公開します。ウェブサイトから受験票をダウンロードし、ご自身で印刷（A4サイズ両面）のうえ、試験当日持参してください。

8. 個人情報の取扱いについて

受験願書、答案用紙等に記入された個人情報については、計量士国家試験の事務以外に使用することはありません。

9. その他

- (1) 受験願書には今年度受験用の管理番号を印字しています。コピーしたものや昨年以前に使用した願書を使用することはできません。
- (2) 郵送された提出書類、受験手数料等は、いかなる場合にも返還しません。
- (3) 願書に記載した試験の区分の変更は認めません。
- (4) 受験手数料における収入印紙について、規定額を超過した場合返還はいたしません。
- (5) 申込みをした試験地の変更は、原則として認めません。ただし、転勤等やむを得ない事情がある場合は、個人情報変更フォームにて令和8年10月8日（木）までにご申請ください。（※勤務先の異動証明書等のアップロードが必要となります。）

- (6) 受験願書の提出後に、住所や氏名に変更があった受験者は個人情報変更フォームより、期日を確認の上、ご申請ください。

- ① 受験票に記載する氏名等の変更期日：令和8年10月8日（木）
- ② 合格証書の送付先住所や氏名の変更期日：試験日（令和8年12月13日（日））
- ③ 試験日以降に住所を変更した場合は、郵便局に転居届を提出してください。なお、氏名の変更がある場合は、合格後の計量士登録申請の際に、戸籍抄本等氏名の変更が証明できるものを添えて都道府県の計量検定所（又は計量担当部署）にご申請ください。

【変更方法】

●個人情報変更フォーム

<https://supportbot-admin.userlocal.jp/pages/2eb190701fee95bce2b539dd60ce87de/form>



- (7) 試験問題、試験の合否等の問い合わせに対しては、一切応じません。

IV 受験願書の入力要領

本受験案内をよく読み、入力漏れがないようご注意ください。また、郵送前に出力された内容（特に漢字の字体）を十分に確認してください。

<基本的な注意事項>

- 必須事項を入力しないと先に進めずエラーとなるためご注意ください。
- 「試験科目免除」については該当者のみ入力してください。
- 受験願書に入力される氏名及び生年月日は、受験票や合格証書の作成に使用されます。氏名は戸籍どおりの文字で入力してください。
合格証書に記載する漢字の字体と、計量士登録申請書に記載する漢字の字体が異なると、漢字の字体について確認が求められ、これを証明するための書類の提出を求められますので、細心の注意を払い願書作成フォームへ氏名を入力してください。
- 氏名は JIS 漢字コードの第1水準、第2水準の文字のみ入力可能です。左記以外の場合、常用漢字（もしくはカナ）に直して入力してください。入力いただいた文字以外の字体を使用している方は、受験願書と一緒にその字体が記載されている証明書（運転免許証、マイナンバーカードのおもて面、マイナンバーの記載のない住民票など）の写しを郵送してください。
姓名外字について：入力いただいた文字以外の字体を使用する場合 又は つちよし 一点しんじょうが含まれる方は「姓名外字」 ☒有りにチェックを入れてください。
注意： 高（はしごだか） 崎（たつざき）の場合はチェック不要です。
※漢字を使用しない（アルファベットの）お名前の方は、姓名外字チェック不要です。
- 計量士国家試験受験サポートセンターから試験実施に関する連絡や、不備願書の修正等のための連絡を行う場合がありますので、日中連絡が取れるよう携帯電話番号や電子メールアドレスは必ず正しく入力してください。連絡がとれず、不備が解消できない場合は、受験ができない可能性がございますのでご注意ください。

<受験願書の具体的な入力に関する注意事項>

- (1) 「氏名」「氏名（カナ）」は、正確に入力してください。受験票をダウンロードする際に必要となりますので、間違いのないようご注意ください。
- (2) 「生年月日」は、西暦から正確に入力してください。受験票をダウンロードする際に必要となりますので、間違いのないようご注意ください。
- (3) 「現住所」は、試験に合格した場合の合格証書を送付する宛先になりますので、郵便物が届くように、必ず、郵便番号、都道府県、市区町村、番地、建物名、部屋番号を正確に入力してください。住所に誤りがあると、合格証書がお手元に届きません。
- (4) 「連絡先」は、携帯電話番号、自宅電話番号、電子メールアドレスを入力してください。試験に関するご連絡や受験票に関する情報を送信する際に使用いたします。@cbt-s.com からのメールを受信できるように設定をお願いいたします。

- (5) 「合格証書送付先住所」は、合格証書を勤務先や現住所と異なる場所で受け取りたい場合に入力してください。勤務先で受け取りたい場合は、必ず勤務先の名称及び所属部署名も入力してください。現住所と同じであれば入力不要です。
- (6) 「試験地」は、9つの試験地より希望する試験地をプルダウンで選択してください。転勤等やむを得ない事情がある場合以外は、試験地を変更することはできません。間違いのないようにご注意ください。
- (7) 「受験する試験区分」は、受験を希望する区分をプルダウンで選択してください。複数の区分を同時に受験することはできません。
- (8) 「試験科目免除」は、「Ⅱ-4. 試験科目の一部免除」に該当し、免除申請する場合には☒有りにチェックを入れてください。

有りを選択した場合、「既に合格した試験を選択」からプルダウンで試験を選択し、「合格した年_元号」から元号を選択し、合格証書に記載の年を算用数字で入力してください。（なお、平成30年12月の試験以降は合格発表が翌年となり、合格証書記載の年は翌年となっております。）

試験科目の免除申請をする方は、必ず「計量士国家試験合格証書」の写しを「合格証書の写し貼付欄」に貼付してください。氏名を変更した方は、戸籍抄本等、氏名の変更が証明できるものの写しも同封してください。

注意：「合格証書」の写しが貼付されていない場合、又は「計量士登録証」、「計量士資格認定証」の写し等を貼付されている場合は、免除申請を受け付けることはできません。

また、合格証書の再交付が必要な方は、受験願書の受付期間までに経済産業省計量行政室に再交付申請（令和8年8月3日（月）までの消印有効）をしていれば免除が認められます。ただし、受験願書は必ず受験願書の受付期間内に提出してください。合格証書を再交付申請中のため、やむを得ず受験願書に合格証書の写しを貼付できない場合は、合格証書の写し貼付欄上部「合格証書再交付申請中」□にレ点を入れてください。再交付された合格証書を受領次第、合格証書の写しを9月末までに受験サポートセンター宛に郵送してください。

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル 5F

計量士国家試験受験サポートセンター

電話番号：03-5209-0553（土日祝日を除く10時00分から17時00分）

※受験願書の提出先と異なるためご注意ください。

- (9) 「顔写真」は、6ヶ月以内に正面、半身、脱帽で鮮明に撮影したものを「顔写真アップロード」からアップロードしてください。アップロードできる写真データは、jpg 又は png で画像サイズ最大5MB までです。

※ 写真は試験当日の本人照合に使用します。白黒・カラーの別は問いませんが、不鮮明なもの、集合写真やスナップ写真等の切り抜き、修正写真、コピー等は認められません。また、「腰から上の写真で顔が小さい」「顔に影がかかり判別しにくい」「背景に窓や扉が写り込んでいて判別しにくい」「正面写真ではない」などの場合は、写真の再アップロードをお願いする場合があります。

(10) 「収入印紙」は、額面 8, 500 円のものを消印せずに、貼付してください。

消印をしたもの、現金、郵便切手又は都道府県等が発行する収入証紙等では受け付けません。

※ 受験手数料の領収書は発行できませんので、「収入印紙」購入時の領収書を大切に保管してください。

(11) 「最終学歴」は、差し支えなければ、下の枠の中から該当するものをプルダウンから選択してください。ただし、在学中の方は、在学先を最終学歴としてください。

1 大学院	2 大学	3 旧高専	4 旧制高校	
5 短大	6 高専	7 高校・旧制中学	8 中学	9 その他

(12) 「勤務先」は、差し支えなければ、下の枠の中から該当するものをプルダウンから選択してください。

01 食品工業	11 金属製品製造業 (含金属塗装・めっき・属熱処理)	21 電気・ガス事業
02 繊維工業 (含染色整理業)	12 一般機械製造業	22 官公庁・公団等
03 紙・パルプ工業	13 電気機械製造業	23 環境計量証明事業
04 出版印刷・同関連工業	14 輸送機械製造業	24 学生 (無職者に限る)
05 化学工業	15 精密機械製造業	25 その他
06 石油・石炭製品製造業	16 その他製造業	
07 ゴム製品製造業	17 エンジニアリング工業	
08 窯業・土石製品製造業	18 鉱業	
09 鉄鋼業	19 建設業	
10 非鉄金属工業	20 運輸通信業	

※勤務先の事業内容が複数にまたがるときは、最もウエイトの高い業種を選択してください。

ただし、「環境計量証明事業」に従事している者は、「23」を選択してください。

(13) 会社や団体等で複数の受験者を取りまとめて願書を郵送で提出する場合は、受験者全員分の願書と p. 20 複数願書提出様式*に「取りまとめ担当者」「受験者全員分の氏名」を記入し同封の上、計量士国家試験受験サポートセンターまで簡易書留で送付してください。

同封していただいた受験願書の枚数と記入していただいた受験者の人数が合わない場合や、同封した願書に不備がある場合は、「取りまとめ担当者」に連絡させていただく場合があります。

※「複数願書提出様式」は、願書作成フォームサイト (<https://apps.ibt-cloud.com/keiryoushi/user/>) からダウンロード可能です。

V 計量士国家試験についての照会先

株式会社CBTソリューションズ 計量士国家試験受験サポートセンター

電話番号：03-5209-0553

試験日前日までの土日祝日を除く10時00分から17時00分

試験日前日（令和8年12月12日（土））は、10時00分から17時00分

試験日当日（令和8年12月13日（日））は、8時00分から17時00分

問合せフォーム <https://hw.cbt-s.info/inquiry/user/inquiry/2>

※上記の時間外に登録された問い合わせは、翌営業日以降の回答になります。

VI 受験者の心得について

1. 受験票

願書受付後に公開する受験票（受験番号・試験会場の所在場所をお知らせするもの）は、試験を受ける際に必要となります。願書作成フォームサイトから受験票をダウンロード、ご自身で印刷（A4サイズ両面）し、試験当日は必ず持参してください。合格発表等試験に関する一切の事務処理は受験番号に基づいて行いますので、受験番号は必ず別に控えておくとともに、受験票は試験終了後も大切に保管しておいてください。

2. 試験当日の一般的注意事項

(1) 試験会場への入場

注意事項の説明等を試験開始15分前から行いますので、午前8時55分までに指定の教室に必ず入室してください。試験開始後の入室は原則として認めません。ただし、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始後30分まで入室を認めることとしますので、係員の指示に従ってください。（遅延証明書を必ずご提示ください。）

(2) 受験票の持参

試験当日は、受験票を必ず持参してください。受験票を忘れると受験できない場合があります。また、この受験票に何らかの加工を施していたり、文字等の書き込みがある場合は、不正行為とみなす場合があります。

(3) 筆記用具の持参

HB以上の鉛筆、プラスチック消しゴム、鉛筆削り、直定規（三角定規や分度器は使用不可）シャープペンシルを使用する場合は芯の太さが0.5mm以上のHBを使用してください。

※ H等の薄い鉛筆、色鉛筆、万年筆、ボールペン、サインペン等はマークシートの読取時に正常な解答が出ない可能性があるため、使用できませんのでご注意ください。

(4)その他の持参物について（例：ルーペ 耳栓 等）

筆記用具以外で卓上に出して置きたい物、試験中に使用したい物がある場合、受験願書とともに特別措置に関する申請書にてご申請ください。（事前にご連絡させていただく場合があります。）

注意：試験当日は荷物を足元に置いていただく場合があります。敷物が必要な方はご持参ください。

3. 試験室内における注意事項

- (1) 着席順は、はり紙、黒板等に明示しますので、これに従って着席してください。
- (2) 着席後は、受験番号がわかるように机の上に受験票を置いてください。
- (3) 試験時間中、机の上に出しておける物は、受験票のほか次のものに限ります。
 - ① HBの鉛筆・シャープペンシル（芯の太さが0.5mm以上のもの）、プラスチック消しゴム、鉛筆削り、直定規（三角定規や分度器は使用不可）
 - ② 時計（スマートウォッチは使用不可、通信及び計算機能付きは不可、必ずアラームを解除すること）これ以外のものを机の上に置くことを禁じます。
- (4) 受験者は、すべて係員の指示に従ってください。指示に従わない者及び試験室内及び試験会場の秩序を乱す者に対しては、退室を命じます。
- (5) 試験室内及び試験時間中は、携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器及び電卓等の計算機能付き機器は使用できませんので電源を切り、必ず鞆の中にしまってください。試験時間中にトイレ等のやむを得ない理由で係員の許可を得て離席する場合においても、これらを持ち出すことはできません。（係員がこれらを所持していないことを確認します。）
- (6) 試験時間中、持参した時計が使用できなくなった等により時刻がわからなくなった方は、着席のまま手を挙げて係員に申し出てください。
- (7) 上記（1）から（5）までの注意事項を守らない等、不正行為と見なされた場合は、当該受験の停止や無効、もしくは今後の受験をお断りすることがあります。
- (8) 問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。なお、問題及び答案用紙に落丁、乱丁、印刷不鮮明等の箇所があった場合は、着席のまま手を挙げて係員に申し出てください。
- (9) 答案用紙を著しく汚した場合は、係員にその旨を告げ、新しいものと交換してください。ただし、すでに回答した分については、試験時間内に転記してください。

- (10) 試験開始後 30 分以内及び試験終了前 10 分以降は退室できません。
- (11) 試験問題については、試験終了後、持ち帰り可能です。ただし、途中退室する場合は、試験問題を持ち帰ることはできません。
- (12) 答案用紙はいかなる場合（例えば白紙答案）でも、すべて提出してください。
- (13) 一度退室した者は、当該科目の試験が終了するまでは入室できません。待合室の用意はありませんので、ご自身の受験室以外の部屋に入室することもできません。

4. その他

- (1) 試験室内は禁煙です。指定された場所以外では喫煙をしないでください。
- (2) 試験会場までの所要時間は、交通混雑・乗継・天候不順等で予想以上に時間がかかることがありますので、十分余裕をみて試験会場に集まってください。
- (3) 試験会場へお越しになる際には、公共交通機関をご利用ください。
- (4) 試験当日は日曜日のため、試験会場付近の飲食店等は定休日の場合がありますのでご注意ください。会場内での飲食可能な場所については係員の指示に従ってください。飲み物については、無地の水筒またはラベルを剥がしたペットボトル（蓋付きの容器）に限り、机の上に置くことが可能です。
- (5) 試験会場によっては暖房設備が使用できない場合がありますので、防寒には十分注意してください。
- (6) 試験当日の忘れ物については、試験実施後 1 ヶ月保管しますので、必ず期間内に計量士国家試験受験サポートセンター（電話番号：03-5209-0553（土日祝日を除く 10 時 00 分から 17 時 00 分））までご連絡ください。

特別措置に関する申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

管理番号	
氏名	

○希望する特別措置（希望する事項の「希望する」の文字を○で囲んでください。）

拡大鏡等の持参 使用	補聴器の持参使 用	照明器具の持参 使用	車いすで使用で きる机の提供	試験室までの介 助者の同伴	注意事項等の文 字による伝達	試験時間中の糖 質類等の補飲食 及び服薬等
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する

その他の配慮希望事項（上記の記載事項以外で、希望する配慮事項があれば具体的に記入すること。）

--

○特別措置が必要な理由

障がいの種類、程度、症状等、特別措置が必要な理由を具体的に記入すること。

--

※障がい者手帳の写し又は医師の診断書等その程度を証明する書類を添付してください。

(複数願書提出様式)

☐ 取りまとめ担当者

提出日	
会社・団体名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メールアドレス	

☐ 同封する受験者の管理番号、氏名

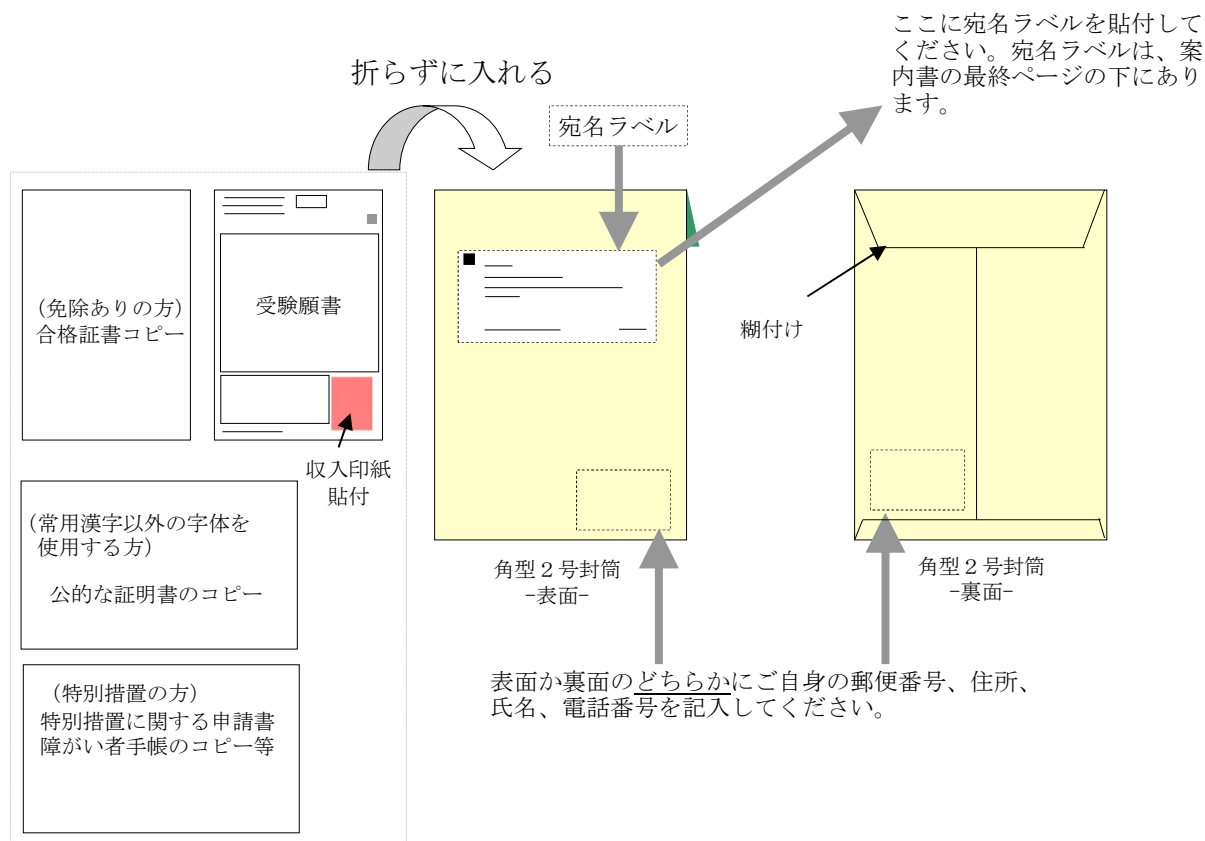
No	管理番号	受験者氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

※受験者が20名より多い場合は行を追加・加工してご利用ください。
※提出を行う際に必ず収入印紙など不足がないことをご確認ください。

合計 名

受験願書提出用封筒の作成方法

下の図を参考に受験願書提出用封筒を作成してください。



受験願書を提出する前に次の 4 項目をチェックしてください

- ☐ 受験願書の各項目に誤り（漢字の字体等）がないことを確認した
- ☐ 8,500 円分の国の収入印紙を貼付した
- ☐ 受験願書の 10 桁（ハイフン含む）の管理番号及び簡易書留番号を手元に書き留め、保管してある
- ☐ （必要な方のみ）受験申請に必要な書類は同封した（合格証書の写しなど）

すべてのチェックが終わりましたら、日本郵便の窓口にて令和 8 年 8 月 3 日（月）までの消印が押されることを確認し、「簡易書留」で郵送手続きをお願いします。

〒277-8691

日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱第 5 号

計量士国家試験受験サポートセンター

計量士国家試験願書在中